

再生可能エネルギー導入目標策定に向けた調査・分析業務委託 仕様書

1 委託業務名

再生可能エネルギー導入目標策定に向けた調査・分析業務

2 目的

山梨県は2009年に全国に先駆けて、2050年までのCO₂排出量の実質ゼロを表明し、2021年2月に、全国で初めて県内市町村と共同で「やまなしゼロカーボンシティ宣言」を行った。

また、宣言と同時に、知事・市町村長・各種団体や民間企業のトップから構成される「ストップ温暖化やまなし会議」を設立し、官民一体となって2050年カーボンニュートラルを目指す連携体制を構築した。

本業務は、2050年のゼロカーボンシティの実現を見据えて、現状の2030年削減目標▲26%を上回る新たな削減目標の設定を目指しながら、再生可能エネルギーの導入目標を策定し、目標実現に向けた対策について検討するために必要となる調査・分析を行うことを目的とする。

なお、本業務による成果は、「やまなしエネルギービジョン(平成28年3月策定)」の改定(令和3年度改定予定)、及び「山梨県地球温暖化対策実行計画(平成29年3月改定)」の改定(令和4年度改定予定)に係る検討資料として活用しようとするものである。

3 履行期間

契約の日から令和3年12月27日(月)まで

4 業務内容

(1) 温室効果ガスに係る現状分析等

温室効果ガス排出量の推計方法を提案し、当該提案方法に基づき、現状及び将来の推計を行うこと。

ア 温室効果ガス排出量の推計方法は、「地方公共団体実行計画(区域施策編)算定・実施マニュアル(算定手法編)H29.3(環境省)」を反映させること。

イ このマニュアルを反映した推計方法により、基準年となる2013年から現在までの現状推計、及び2050年までの将来推計を行うこと。

ウ 本業務終了後、進捗管理のための推計業務を行うことができるよう、計算過程等について明らかにすること。なお、現在の推計業務に使用しているデータの一覧は別紙のとおり。

(2) 再生可能エネルギー導入目標の作成等

本県の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルを調査し、現在の導入状況を踏まえ、また将来のエネルギー消費量の見通しを推計した上で、経済性等を考慮した導入目標を提案すること。なお、導入目標の提案にあたっては、再生可能エネルギーの電力を水素に変換して貯蔵・利用するパワー・トゥ・ガスシステムなどによる電力貯蔵やエネルギー転換を考慮すること。

ア 山梨県内で活用可能な再生可能エネルギーを特定し、その導入ポテンシャルを調査す

ること。なお、「やまなしエネルギービジョン(平成28年3月策定)」において、対象としている再生可能エネルギーはすべて含めること。

イ アで特定した再生可能エネルギーの種別ごとに、本県における社会的・自然的制約、コスト・技術革新等の将来見通しなどを考慮した2050年までの導入可能量、及び導入目標を推計すること。

ウ 太陽光については、固定価格買取制度において区分されている設備容量別に、屋根置き、野立て、ソーラーパーキング、営農型などの導入形態別、及び共同購入、リース、PPAなどの導入手法別に推計すること。なお、屋根置き太陽光は、県内全域における既存建物(事業所、工場、住宅、公共施設等)を対象とするものとする。また、市町村ごとの導入可能量(設置可能面積及び設置可能容量)も算出すること。

(3) 脱炭素シナリオの作成等

本県に適した脱炭素シナリオを作成するとともに、シナリオが実現した社会の姿である将来ビジョンを示し、その実現に向けた施策の方向性、指標等を提案すること。シナリオは、脱炭素化を促進する区域の設定の参考となるものとする。

ア 脱炭素シナリオの作成に当たっては、「地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料」(環境省)を参照すること。

イ 脱炭素シナリオは、本県全域を対象に、2050年に加え、少なくとも2030年度を中間年度として設定して作成すること。なお、現状年度は2018年度以降で算出可能な最新年度とすること。

ウ 将来ビジョンは、本県の特徴を把握、分析するとともに、国が目指す方向性も踏まえ、バックカスティングの考え方に基づき作成すること。

エ 排出量の将来推計では、可能な限り複数のパターンにより、BAUシナリオと脱炭素シナリオの排出量を要因分解法により推計すること。加えて、省エネにより削減を見込む部分は、その推進のための具体的手段検討に資する提案をすること。

オ 作成した脱炭素シナリオに基づき、基準年度に対する2030年度の温室効果ガス排出削減量を示すこと。なお、削減量は、国が令和3(2021)年4月に表明した新たな削減目標▲46%を踏まえること。

5 データの貸出

本業務のサポートを目的に発注者から次のデータを貸し出すことができる。

受注者は、本業務のみに貸出データを使用するものとし、本業務終了後は、速やかに当該データを削除すること。

貸出データ以外のデータが必要な場合には、受注者において用意すること。

(貸出データ)

- ・山梨県地理情報システム(GIS)データ
- ・「やまなしエネルギービジョン(平成28年3月策定)」における計算過程に係る資料
- ・「山梨県地球温暖化対策実行計画(平成29年3月改定)」における計算過程に係る資料

- ・山梨県小水力発電所地点調査業務委託成果品(令和3年10月初旬貸出予定)
- ・森林吸収源に係る資料

6 実施体制

(1) 責任者等の配置

本業務を実施するにあたり、次の者を配置し、受注者に通知すること。

- ・本業務全体の運営を管理する責任者1名
- ・本業務の主任担当者1名

(2) 業務実施計画書の作成

契約の日から2週間以内に、本業務を遂行するに当たり必要な作業の方法、工程等について業務実施計画書を作成し、発注者の承認を得ること。

(3) 実施状況の報告

受注者は、発注者から指示があった場合には、本業務の実施状況について、随時、必要事項を報告すること。

7 報告書作成等

(1) 中間報告等

4の業務については、発注者が設置する庁内外の再エネ導入活用検討会議(仮称)における検討の基礎資料とすることから、10月中旬の別途定める日までに、その時点までの収集データ、調査・分析結果(再エネポテンシャル調査・分析結果は必須とする。)をまとめた概要版と中間報告書を、各2部(A4版(A3はZ折り))、及び電子データにより提出すること。

また、11月に開催予定の庁内外の検討会(各1回)(その後、本業務期間中に追加開催の予定がある。)に出席し、中間報告の内容を説明するとともに、検討会での意見を4の業務に反映させること。

なお、検討会での説明に当たって必要となる資料等は、受注者が準備するものとする。

(2) 最終報告書

令和3年12月27日までに、本業務で収集・作成したデータ等の一式と、分析結果を取りまとめた概要版、最終報告書を、各2部(A4版(A3はZ折り))、及び電子データにより提出すること。

8 再委託

業務の全部又は一部を第三者に委託することは原則として認めない。

ただし、一部についてあらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りではない。

9 留意事項

(1) 発注者は、本業務における調査職員を定め、受注者に通知するものとする。

(2) 調査職員からの指示・協議については、原則として書面により行う。ただし、緊急を要する場合、又は内容が軽易な場合は、口頭による指示・協議等を行うことができるものとする。

- (3) 個人情報の保護については十分に注意し、流出等を生じさせないこと。
- (4) 本事業の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用しないこと。
- (5) 制作物が他社の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- (6) 本業務で調査・検討した報告書の内容(電子ファイルを含む。)の所有権や著作権は、原則として全て山梨県に帰属すること。ただし、受注者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術等に関する権利については、受注者に留保するものとし、この場合、山梨県は、当該権利を非独占的に使用できることとする。

10 その他

この仕様書に定めのない事項及び仕様書に関して疑義が生じたときは、その都度協議するものとする。